

町民の皆様へ

町民の皆様には、日頃より町政に対するご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

皆様、災害に対する備えは大丈夫でしょうか。

近年、これまでに経験したことのない、大規模地震、大雨、大型台風による災害が全国各地で発生し、大きな被害をもたらしています。

本町においても、東日本大震災(H23.3.11)、令和元年東日本台風(台風19号:R1.10.12-13)、令和3年福島県沖地震(R3.2.13)では大きな被害を受けております。

これから起こりうる災害の想定とこれまでの被災経験を活かし、矢吹町防災マップを作成いたしました。

災害への備えを考えるとき、「自助」「共助」「公助」の3つが重要となり、連携することが不可欠となってきます。

「自助」とは、自分自身の身の安全を守ること。(家族も含まれます。)

「共助」とは、地域や周囲の人たちが協力して助け合うこと。

「公助」とは、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助です。

町民の皆さまには、「自分の身は自分で守る(自助)」、「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」という考えを持ち、日ごろから災害に備えておくことが重要であることをご理解いただくと共に、日ごろの防災対策として本防災ハザードマップをご活用いただきますようお願いいたします。

令和3年8月
矢吹町長 蛭田泰昭

索引

町民の皆様へ・索引	1
避難行動ガイド①	2
避難行動ガイド②	3
特別警報をご存知ですか?	4
風水害対策について	5
土砂ハザード情報について	6
洪水ハザード情報について	7
地震対策について	8
火災対策について	9
わが家の防災緊急メモ	10
わが家の防災対策&チェック	11
非常時持出品の準備&チェック	12
ライフライン・医療機関 ・行政関係機関連絡先一覧	13
避難所一覧	14
矢吹町全図	15・16
詳細図No.1	17・18
詳細図No.2	19・20
詳細図No.3	21・22
詳細図No.4	23・24
詳細図No.5	25・26
詳細図No.6	27・28
詳細図No.7	29・30

避難行動ガイド①

避難とは・・

避難は、災害から命を守るために行動であり、避難行動には次のような方法があります。

指定緊急避難場所・指定避難所への移動

警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難(公園、親戚や友人の家など)

近隣の強固で高い建物などへの移動

屋外が安全で移動できる状態のとき

建物内の安全な場所での待避
(家屋内への垂直避難)

やむを得ず、家屋内に留まつた場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上の高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が危険な状態のとき

避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。・要配慮者(障がい者や高齢者等避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。・町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「**自主避難**」とは、・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いているいたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや
体の不自由な
方などの
避難に協力
しましょう。



インターネット・気象庁ホームページ



テレビ・ラジオ

大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保を発令します。また、高齢者等避難開始が発令されずに避難指示が発令される場合もあります。



※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。

地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難指示を発令します。



※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。

火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに、避難指示を発令します。



その他

その他災害が発生するおそれがあるときに、避難指示を発令します。